

制度改正に伴う地域団体商標の登録主体の拡充に係る

審査基準の改訂について（案）

商標法第7条の2第1項柱書に規定する「これらに相当する外国法人」については、次のように判断することとしてはどうか。

1. 基本的な考え方

最低限、次の2項目を満たす外国出願人については、「これらに相当する外国法人」として認められるのではないかな。

- ・当該出願人が外国法における法人であること。
- ・当該外国法人が、仮に我が国において同一の組織で同一の事業を行っているとは定めた場合に、事業協同組合その他特別の法律によって設立された組合の設立認可、特定非営利活動法人の設立認証、商工会議所又は商工会設立のための認可を得られないであろうと考えられる相当の事情が存在しないこと。

2. 法人類型毎の具体的な当てはめ

各法人類型毎に、出願人に次のような事情がある場合には、「これらに相当する外国法人」には該当しないこととすべきではないかな。なお、次のいずれも法人格を有することが前提となる。

<事業協同組合その他特別の法律により設立された法人>

○中小企業等協同組合法第5条に規定する次の要件を満たしていない場合

- ・目的の相互扶助性
- ・任意加入・脱退
- ・構成員の議決権・選挙権の平等
- ・構成員への直接奉仕
- ・特定の政党のための利用をしないこと

（注）「その他特別の法律に基づく法人」についても同様の規定あり。

<特定非営利活動法人>

○特定非営利活動促進法第2条及び第3条に規定する次の要件を満たしていない場合

- ・特定非営利活動を行うこと
- ・目的の公益性
- ・営利を目的としないこと

- ・ 任意加入・脱退
- ・ 各社員の表決権の平等
- ・ 宗教からの分離
- ・ 特定の政党のために利用しないこと

<商工会議所・商工会>

○商工会議所法第4条、第6条及び第16条に規定する次の要件を満たしていない場合

- ・ 地区内における商工業の総合的な改善発達を目的とすること
- ・ 社会一般の福祉の増進に資することを目的とすること
- ・ 営利を目的としないこと
- ・ 任意加入・脱退
- ・ 特定の政党のために利用しない

(注)「商工会」についても同様の規定あり。